

平成20年 6月20日 開会  
平成20年 6月27日 閉会  
(定例第5回)

# 南部町議会議録

南部町議会議務局

南部町告示第31号

平成20年第5回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年6月4日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 期 日 平成20年6月20日

2. 場 所 南部町議会議場

---

○開会日に応招した議員

植 田 均君	景 山 浩君
杉 谷 早 苗君	赤 井 廣 昇君
青 砥 日出夫君	細 田 元 教君
石 上 良 夫君	井 田 章 雄君
笹 谷 浩 正君	足 立 喜 義君
秦 伊知郎君	亀 尾 共 三君
塚 田 勝 美君	真 壁 容 子君
宇田川 弘君	森 岡 幹 雄君

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

平成20年 第5回(定例)南部町議会会議録(第1日)

平成20年6月20日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

平成20年6月20日 午前10時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 報告第2号 平成19年度南部町繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 議案第57号 南部町監査委員条例の一部改正について
- 日程第7 議案第58号 南部町営住宅条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第59号 平成20年度南部町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第60号 平成20年度南部町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第61号 平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第62号 平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 報告第2号 平成19年度南部町繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 議案第57号 南部町監査委員条例の一部改正について
- 日程第7 議案第58号 南部町営住宅条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第59号 平成20年度南部町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第60号 平成20年度南部町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第61号 平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第62号 平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

出席議員（16名）

1番 植田 均君	2番 景山 浩君
3番 杉谷 早苗君	4番 赤井 廣昇君
5番 青砥 日出夫君	6番 細田 元教君
7番 石上 良夫君	8番 井田 章雄君
9番 笹谷 浩正君	10番 足立 喜義君
11番 秦 伊知郎君	12番 亀尾 共三君
13番 塚田 勝美君	14番 真壁 容子君
15番 宇田川 弘君	16番 森岡 幹雄君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	谷口 秀人君	書記	唯 清 視君
		書記	本田 秀和君
		書記	田村 志乃君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本 昭文君	副町長	藤友 裕美君
教育長	永江 多輝夫君	病院事業管理者	三鴨 英輔君
総務課長	陶山 清孝君	財政室長	伊藤 真君
企画政策課長	三鴨 義文君	地域振興統括専門員	仲田 憲史君
税務課長	米澤 睦雄君	町民生活課長	畠 稔明君
教育次長	稲田 豊君	病院事務部長	前田 和子君
健康福祉課長	森岡 重信君	保健対策専門員	櫃田 明美君
建設課長	滝山 克己君	上下水道課長	松原 秀和君
産業課長	分倉 善文君	農業委員会事務局長	加藤 晃君
監査委員	須山 啓己君		

---

## 午前10時30分開会

○議長（森岡 幹雄君） おはようございます。予定の時間になりましたので会議を開きたいと思いますが、その前に御報告申し上げます。

6月議会と9月議会までは服装についてノーネクタイ、開襟シャツでもオーケーという申し合わせをしておりますので議員、執行部席ともそういうふうに進めていきたいというふうに思います。なお、御報告申し上げますが、本日は報道関係の取材並びに取材関係でカメラの持ち込みを許可いたしておりますので、御報告を申し上げておきたいというふうに思います。

なお、開会に先立ちまして、先臨時会において選任同意をいたしました須山啓己代表監査委員が同席いただいておりますので、ごあいさつをいただいておりますというふうに思います。

須山監査委員、どうぞ。

〔須山監査委員あいさつあり〕

○議長（森岡 幹雄君） どうも、ありがとうございます。早速会議を開きたいと思いますが、その前に、開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げておきたいというふうに思います。

20年の6月定例会を開催するわけでありますけれども、久方ぶりの大雨が何か報道によりますと豪雨の警報も出たというようなことも耳にしたところでありますけれども、大きな災害につながらねばよろしいがなと、こういうふうに感じております。

災害といいますと中国の大陸におきます、それこそ人類の経験したことのないような大きな地震が起り、さらに国内においてもつい先般、岩手・宮城を震源といたします東北地方で震度6強の地震が発生いたしまして、各地で建物の崩壊や道路の寸断、多くの死傷者が出たという報道を御存じのとおりでございます。被災された方々に心から一日も早い生活再建と、お亡くなりになりました方々の御冥福をお祈りしたいものでございます。本議会といたしましても議員方の浄財を、けさほど拠出をいただきまして、早速被災地の方に議会としてお届けをしたいということで御賛同いただきました。議員各位にお礼を申し上げておきたいと思っております。

自然災害の恐ろしさというのは我々の地域でも10年前に大地震を経験しております。本当に怖いものでありまして、これは人間の力でどうにもならないことでもありますけれども、一たんこういった事案が起こりますと、先ほど申し述べましたように、本当に一日も早い復興に向けて住民と行政が一体になった運動展開をしなくてはならないということは御承知のとおりでございます。

実は先日、本町におきましても豪雨を想定して土砂災害が起こったと、こういう想定のもとに防災訓練を行いました。その際には町の消防団を初めといたしまして朝金地区の皆さん方に大変

御協力をいただき、その訓練を実施したところでございます。多くの関係者によりましてそういった訓練を行ったわけでありまして、全町民の防災への関心を一層高めて、日ごろからそういった事象に対する備えに対して万全を怠らないように、議会としても本当に考えていかなくならないことなのかなと思いますし、また議場を通じて町民の皆さん方に普段からの防災に対する意識を高めていただくよう、お願いを申し上げておきたいというふうに思うところでございます。

さて、本定例会におきましては補正予算が4件、条例の一部改正案が2件、合わせまして6件の付議案件が提出されております。この審議をいただくわけでありまして、実は、任期を迎えられます農業委員の議会推薦の方々の選任も今議会の終わりにはお願いをしたいというふうにも予定をいたしておりますので、よろしくをお願いいたします。なお、議員各位におかれましては、上程をされました議案や、また一般質問は9人の議員から通告を受けておりますけれども、その一般質問などを通じて従来にも増した一層真摯な議論の展開が希望するものであります。そのことによって南部町の町づくりに向けた政策論議ができれば、大変いい議会になるんじゃないかなというふうに思っております。

6月議会定例会におきます開会の冒頭のごあいさつにかえる次第であります。大変御苦労でございますけれども、よろしく願いをしてごあいさつを終わります。

町長。

○町長（坂本 昭文君） 6月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、日ごろは議員活動を通じまして町政の推進に御尽瘁をいただいております、厚くお礼を申し上げますところでございます。

3月議会以降、先ほど議長の方からごあいさつもございましたが、5月の12日午後2時30分に中国四川省で大地震が発生をいたしまして、7万人以上の死者があったというようなことでございます。また、6月14日には岩手・宮城内陸地震が発生をいたしまして11人の死者、そしていまだに11名程度の不明者があるということでございまして、大変大きな災害が発生をいたしました。心から本議場を通じましてお見舞いとお悔やみを申し上げる次第であります。

町内におきましては5月の15日に寺内の住民の方が三崎の方で交通死亡事故が発生をいたしまして、残念ながら884日で死亡事故ゼロというのが途絶えたわけでございます。大変見通しのよいところだったということでございますけれども、交通死亡事故が発生をいたしております。そういう御報告を残念な気持ちで申し上げる次第でございます。

それから3月以降、この間出生された方が12名、お亡くなりになった方が34名でございま

す。相変わらず社会減の状態が人口では続いております。現在人口が1万2,070人というぐあいに承知をいたしております。これは5月末の人口でございます。それぞれの皆様方の健やかな御成長と、そしてお亡くなりになった方の御冥福をお祈りを申し上げる次第であります。

本議会におきましては、平成20年度一般会計補正予算など6議案について御審議をいただくように上程をいたすわけであります。いずれの議案につきましても町政の推進にぜひ御賛同いただきたいというように思っております。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

一言申し上げまして、開会に当たってのごあいさつにかえる次第です。よろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 早速会議を開きたいと思えます。

ただいまの出席議員数は16人でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成20年第5回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森岡 幹雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

3番、杉谷早苗君、4番、赤井廣昇君。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（森岡 幹雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、8日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、8日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 議事日程の宣告

○議長（森岡 幹雄君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

#### 日程第4 諸般の報告

○議長（森岡 幹雄君） 日程第4、諸般の報告を行います。

去る5月20日から21日にかけて行われました第33回町村議会議長・副議長研修会の報告をいたします。

これは先ほど申し上げました20、21日、2日間にわたり、東京メルパルクホールにおいて開かれたものでありますけれども、副議長とともに参加をいたしました。研修内容の詳細につきましては、この会期中、事務局の方に閲覧に供したいというふうに存じますのでお目通しを御確認をちょうだいしたいと思います。研修の内容につきましては、初日に地方分権や環境問題及び町村の役割等に関してお三方から講演を拝聴いたしました。そして、それを受けて第2日目に秋田の大潟村の黒瀬村長さん、これは御存じのとおり女性の村長さんでありますけれども、村づくりの取り組みについて基調講演をいただいた後、議会の活性化実践例を土台にした議会のあり方についてという課題でシンポジウムが開かれ、全国から三方の議長がパネラーになって開かれました。そういった形で勉強会に参加をいたしましたので報告をいたします。内容については事務局の方で閲覧に供したいというように存じます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第5 報告第2号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第5、報告第2号、平成19年度南部町繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。それでは報告第2号、平成19年度南部町繰越明許費繰越計算書についてを御説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり平成19年度南部町繰越明許費繰越計算書を議会に報告するものでございます。

1枚めくっていただき内容を御説明いたします。19年度の繰越明許が額の確定ができましたので、今回報告するものでございます。以下、4事業につきまして金額が決定しております。

左から4列目の金額欄、これが既に議決いただきました繰越限度額でございます。この右にございます翌年度繰越額、これが精査の上、繰り越しを最終決定した額でございます。合計額5,636万7,100円でございます。

既収入特定財源は平成19年度中に特定財源のうち収入があったものでございます。これが4

万325円等になっております。

以上、額が確定しましたので施行令に基づきまして報告いたします。以上、よろしくお願いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 繰越明許について報告がございました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって報告第2号、平成19年度南部町繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

---

日程第6 議案第57号 から 日程第11 議案第62号

○議長（森岡 幹雄君） お諮りいたします。この際、日程第6、議案第57号、南部町監査委員条例の一部改正についてから、日程第11号、議案第62号、平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議案説明を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第57号から日程第11、議案第62号までを一括議案説明を受けたいと思います。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第57号、南部町監査委員条例の一部改正について。

次のとおり南部町監査委員条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

資料としましては、議案と新旧対照表をごらんいただきたいというふうに思います。

本議案でございますけれども、これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法ということでございますが、の一部が施行されたことに伴いまして監査委員の審査に付する書類が新たに追加されたこと、並びに一般会計、特別会計及び企業会計の決算関係書類の提出期限を整理する必要があるために条例の改正をお願いをいたすものでございます。

第10条でございますが、これは書類ごとに定められた期日までに監査委員に提出するように規定をしておるものでございます。

それから第11条におきましては、決算関係書類が多岐にわたること及び提出記述が異なるこ

とから、これまでより監査に関する日数を要する可能性があることなどから、監査の期日は原則30日とするものの、やむを得ない理由がある場合の例外規定を設けるものでございます。

新旧対象の方で10条の1項でございますが、これはいわゆる一般会計、特別会計の規定でございます。それから、2項は基金の運用状況についての規定でございます。それから3項については、地方公営企業法に規定することを定めたものでございます。それから4項といたしまして、いわゆる地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、健全化判断比率及び資金不足比率、そういったものを記載した書類を提出をするということを新たに設けた内容となっております。

この条例の施行日は、公布の日からといたしております。

また、附則第2項におきまして、改正後の第10条及び第11条の規定は平成19年度の一般会計、特別会計及び企業会計の決算関係関連資料について適用することといたしております。

附則第3項でございますが、これは19年度の地方公営企業の決算関係関連資料について、平成20年の7月末を期限として設ける経過措置を設けたものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、議案第58号、南部町営住宅条例等の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町営住宅条例等の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

この条例につきましては、2つの条例を一括して改正をさせていただく内容でございますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

今回の町営住宅条例を改正いたします経緯でございますけれども、実は19年の4月の20日に東京都において都営住宅に暴力団が立てこもって発砲事件が発生した、そういったようなことを受けまして、それ以降、国土交通省等の行政指導等によりまして公営住宅から暴力団を排除する、そういった背景の中で今回改正をお願いするものでございますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

南部町営住宅条例の一部改正でございます。これは第5条及び第9条の2におきまして、入居者、同居の親族、新たな同居者が暴力団員であることが判明した場合、その入居を承認をしない、そういった規定を設けたものでございます。

また、9条の3におきましては、入居者が死亡または退去した場合、同居していた者が引き続き町営住宅に入居しようとする場合、町長の承認が必要となりますが、引き続き入居しようとする者が暴力団である場合は、これを承認をしないという規定を設けたものでございます。

それから第24条では、既に入居している者が暴力団員であると判明した場合は、住宅の明け渡しを請求することができることの規定を設けたものでございます。

続きまして、南部町越敷野町営住宅条例の改正についてでございます。

これは第4条及び第21条においては、町営住宅と同様、入居者、同居の親族、新たな同居者が暴力団員であると判明した場合、その入居を承認しない規定を設けたものでございます。

また、第9条におきましては、入居者が死亡または退去した場合、同居していた者が引き続き町営住宅に入居しようとする場合、町長の承認が必要となりますが、引き続き入居しようとする者が暴力団員である場合は、これを承認しないこととしたものでございます。

それから第25条では、既に入居しておる者が暴力団員であると判明した場合は、住宅の明け渡しを請求することができるという規定を整備をいたすものでございます。

この条例の施行日は、平成20年7月1日といたしておるところでございます。

どうかよろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。それでは議案第59号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

---

#### 議案第59号

#### 平成20年度南部町一般会計補正予算（第2号）

平成20年度南部町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,169千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,758,810千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成20年6月20日

南部町長 坂本 昭文

---

めくっていただきまして、今回の全体の補正の概要について申し上げます。

4月の人事異動による人件費の組み替え、これが大きな補正概要です。それと国道180号バ

イパスの工事、この埋蔵文化財の調査。この2点が大きなものでございます。

それでは内容について、かいつまんで御説明いたします。

歳出から御説明いたします。10ページをお開きください。総務費、総務管理費、1目一般管理費でございます。下段、負担金、補助及び交付金の1,497万1,000円の増額は、3月末に4名の退職が本年ございました。2名分が予算に間に合いましたる予算に計上してはおりますが、間に合わなかった分につきましての補正でございます。

次は11ページでございます。6目会計管理費でございます。役務費のふるさと寄附金収納手数料5万5,000円、これは6月からヤフーを利用してクレジット収納を開始しております。この関係します手数料がここに計上いたしました。

その下、7目財産管理費でございます。需用費の施設修繕料38万3,000円は法勝寺庁舎の雨漏り修繕のためをお願いするものでございます。さらにその下、委託料でございますが、これは天萬庁舎車庫棟等でアスベストの定性分析が必要になりました。これは国内でこれまで輸入も使用もされなかったと考えられましたアスベストの一種類のトレモライトというものが各地で検出されて、そういう調査が必要だという指導によるものでございます。

次は中ほど、18目地域自治振興費でございます。負担金、補助及び交付金のまちづくり推進助成事業補助金6万9,000円は、荻名公民館の屋根雨漏り改修の助成をするものでございます。

続きまして総務費、徴税费、1目税務総務費でございます。これは家屋全棟調査を本年から3年間で実施するために社会保険料等、賃金、委託料をお願いするものでございます。本年は会見地区を中心に、21年度、22年度は西伯地区を予定するものでございます。

続きまして、13ページをお開きください。民生費、社会福祉費、1目の社会福祉総務費でございます。報酬の民生委員推薦会報酬11万5,000円は、民生委員が都合により退職されたことを受けまして2回の推薦会を開催するものを計上したものでございます。

続きまして、4目の高齢者福祉費でございます。委託料の地域支援事業生活機能評価委託料295万3,000円は、介護保険法に基づく地域支援事業において実施される生活機能評価、当初、南部箕蚊屋広域連合で実施する予定でしたが、町が受託という形になったための予算計上でございます。

14ページに移ります。5目保育園費でございます。中ほどの委託料に保育園麻疹排除対策予防接種委託料として44万3,000円を計上いたしました。国の麻疹に関する特定感染症予防指針が出されて、保育園職員についても麻疹の抗体検査と予防接種が必要だという指導によ

りまして費用計上したものでございます。

17ページをお開きください。消防費でございます。消防費、2目の消防施設費でございます。高姫地区の防火水槽の修繕の予算を計上させていただいております。これは18年度の集中豪雨で土砂が防火水槽の中に堆積しまして、体積土砂の排除、それから土のうでの仮措置をしておりますけれども、本復旧を今回お願いするものでございます。

次はその下、3目災害対策費でございます。投資及び出資金の被災者住宅再建支援基金出資金94万7,000円の減でございます。これは国の制度改正によりまして県が支援制度を変更したために出資額が少なくなった、このことによる補正でございます。

18ページ、教育費、教育総務費、2目事務局費でございます。ここでは新しく4つの事業をお願いしております。まず1点目は、不登校対応地域ネットワーク推進事業、事業費は62万3,000円でございます。昨年から実施しております10分の10の委託費を受けて実施するものでございます。続いてスクールソーシャルワーカー活用事業、事業費は201万9,000円。これは本年度からでございます10分の10の同じく委託料で実施するものでございます。教育分野に関する知識に加えて社会福祉の専門の知識を持った方によるスクールソーシャルワーカーによりまして、問題を抱えた児童生徒に対して多用な支援をするという事業でございます。3点目は、南部町の教育を考える委員会、事業費20万円でございます。学校の統合を含めたさまざまな教育問題を検討する委員会の設置するための費用でございます。4つ目に、子どもの健康を守る地域実践事業、事業費は86万4,000円でございます。モデル地域の指定を受けまして子供の健康問題に対応した支援体制を整備する事業でございます。

19ページをお開きください。教育費、小学校費、1目学校管理費の工事請負費の西伯小体育館改修工事156万8,000円と同じくシロアリ駆除工事343万5,000円は、シロアリが確認されたための追加工事と駆除に必要な額を計上したものでございます。同じく西伯小消火配管布設がえ工事81万は、今後改修します改修計画に照らし合わせまして配管の延長を、延ばす必要が生じたということから増額をお願いするものでございます。

続いてその下、2目め、教育振興費でございます。ここでは平成23年度から小学校5年生、6年生で英語活動が完全実施になると、その体制整備のために鳥取県の事業として「エンジョイ！イングリッシュプロジェクトin鳥取」という事業が開始されます。これを会見小学校で受けまして小学校英語活動推進事業をするための費用45万円をお願いしたものでございます。

その下、教育費、中学校費の1目学校管理費でございます。寄附金の少人数学級加配教員対応寄附金200万円の減は、南部中学校が基準から外れたための減額でございます。

20ページをごらんください。教育費の社会教育費、文化財保護費でございます。先ほど申しましたように国道180号バイパスの工事に伴います埋蔵文化財の調査、この本調査の費用2,200万5,000円をお願いするものでございます。

以上が歳出の重立ったものでございます。

歳入を続いて説明させていただきます。9ページに戻っていただけますでしょうか。一番上の財産収入、財産売り払い収入、1目の不動産売り払い収入の町有地等売り払い収入356万7,000円は、福里団地を1区画購入いただいたということによるものでございます。

それからその下、繰越金でございます。前年度繰越金656万1,000円は、繰り入れ歳入歳出の予算バランスの調整に今回お願いをするものでございます。今回の繰り越し総体額は前年同様1億5,000万程度を予定しております。

次、中ほど、諸収入、雑入の4目雑入でございます。地方公営企業等の金融機構設立支援交付金190万円でございます。これは地方公営企業等の金融機構への出資に対して鳥取市町村振興協会から全額の助成を受けることになってることによるものでございます。

以上が歳入でございました。

続きまして、5ページをお開きください。地方債補正でございます。当初予算で西伯小学校体育館を追加でお願いに、当初予算に対しまして西伯小学校の体育館がありませんでしたので追加をここでお願いするものでございます。起債の目的、西伯小学校体育館改修事業、限度額、1,840万、起債方法は証書借り入れ、利率は5%以内とします。償還の方法につきましてはここに書いてあるとおりの内容でございます。

以上、一般会計補正予算の説明を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。

---

#### 議案第60号

##### 平成20年度南部町老人保健特別会計補正予算（第1号）

平成20年度南部町の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,953千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168,559千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年6月20日

南部町長 坂本 昭文

---

補正の概要でございますが、平成19年度実績に伴います追加交付金と過年度返還が生じたため、補正を行うものでございます。

4ページをお開きください。事項別明細書で説明をいたします。3番の歳出でございますが償還金、先ほど申しました過年度返還金が支払い基金が498万9,000円、国庫負担金が1,544万5,000円、県負担金が751万9,000円でございます。

続きまして、歳入になりますが、審査支払い手数料ですが、過年度精算分として2万7,000円でございます。

それと繰越金が、2,792万6,000円でございます。

以上が内容でございます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 上下水道課長、松原君。

○上下水道課長（松原 秀和君） 上下水道課長です。

---

議案第61号

平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度南部町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成20年6月20日

南部町長 坂本 昭文

---

この6月補正の重立った原因は、平準化債で当初予算で計算しておりました耐用年数が44年から45年になったということによります減額額が、減価償却分に当たります減額額が少なくなったために増額になったものでございます。

3ページをお開きください。2の歳入でございます。6款の町債の方から御説明いたします。

1 目下水道債190万円の増でございます。これにつきましては、先ほど申しあげました耐用年数の増ということが1年延びたということから190万の増となったものでございます。

一般会計繰入金につきましては190万円の減額をお願いするものでございます。

2 ページにお戻りください。第2表、地方債補正でございます。起債の目的は資本費平準化債、4,580万円から補正後の額、限度額でございます。償還方法等については記載のとおりでございますが4,770万円をお願いをするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

---

#### 議案第62号

#### 平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度南部町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,378千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190,579千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

#### （地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成20年6月20日

南部町長 坂本 昭文

---

はぐっていただきまして、5ページをお願いをいたします。

歳出の方から御説明をさせていただきます。1目元金でございますが1,771万1,000円をお願いをするものでございます。これは繰り上げ償還が3月末が償還の日でございましたが、金融公庫等が9月末をもちまして新しい組織に移行になるということで、平成19年度に繰り上げ償還の計画表を提出いたしておりました。20年度もあるものということで考えておりましたが、先ほど申しあげました組織の改革ということで公庫の中で繰り上げの返済をしていくものでございます。

それから、2目の利子でございます。これにつきましては繰り上げ償還等々に伴います33万3,000円を減額をお願いをするものでございます。これにつきましても先ほど申しあげまし

た6.3%という利率を借りかえによりまして、今2.5%というような低率に伴います減でございます。

歳入でございます。1目の一般会計繰入金でございますが32万2,000円を減額するものでございます。これにつきましては平準化債分20万円、繰り上げ償還分12万2,000円でございます。

6款の町債でございます。1目下水道債でございます。20万円の補正をお願いをするものがございます。先ほど集落排水特別会計でも申し上げましたとおり、平準化債の算定方式が変わってきたために20万円の増ということでございます。

それから、2目借換債でございますが1,750万円の増でございます。これも先ほど申し上げました6.3%の繰り上げ償還をいたして新たに低利の借入れをするということでございます。

3ページにお戻りください。第2表、地方債補正でございます。1、追加でございます。起債の目的は公的資金借換債、限度額1,750万円、証書借入れでございます。利率は5.0%以内、償還の方法については記載のとおりでございます。

2、変更でございます。起債の目的、資本費平準化債、1,910万円から先ほど申し上げました変更によりまして1,930万円をお願いをするものがございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

よろしく御審議方を、お願いをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 提案の説明が終わりましたが、59号の一般会計補正予算の歳入の後段が議場聞き取れましたか。（発言する者あり）ちょっと聞き取りにくかったんじゃないかという感じがいたしますので、総務課長の方から再度、歳入の後段だと思えますけれども補足の説明を、補足というか説明しておいてください。（発言する者あり）8ページが抜けたかいな。

（「8ページ説明がなかった」と呼ぶ者あり）後段の聞き取りが何か聞き取りにくいなという議場の感じがそうしたもんだけん。8ページも追加でやっというて。

総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 陶山です。失礼いたしました。そうしますと再度説明させていただきます。

歳入の8ページが抜けてたということでございますので、かいつまんで説明させていただきます。

180号バイパスはこれからは、これは国庫補助金の受け入れと……。

○議長（森岡 幹雄君） 歳入だけ全部やっというて。ちょっと聞き取りにくかったから。

○総務課長（陶山 清孝君） 失礼しました。一番最初上段、国庫負担金、民生費国庫負担金、1目でございます。保育所運営費国庫負担金19万5,000円は、広域入所についての受け入れるものでございます。

それから、その下の国庫委託金の中の教育費国庫委託金でございます。当初申し上げました国道180号のバイパスの埋蔵文化財調査の委託金を受け入れるものでございます。2,200万5,000円でございます。

県支出金、県負担金でございます。これは同じく保育所運営費負担金としまして広域入所の関係で県負担金9万7,000円でございます。

15款の県支出金、県補助金、2目の民生費県補助金でございます。これは民生委員推薦会を先ほど開くというぐあいには言っておりましたけれども、これに対する県の補助金1万円を受け入れるものでございます。

その下の15款の県支出金、県委託金でございます。一番上段はセンサスの調査委託金の受け入れ。

それから、4目の教育費県委託金でございますが、先ほど御説明しました4つの新しい事業、これにつきまして県からの委託金という形で受け入れるものでございます。金額につきましては不登校の対応で62万円、子どもの健康を守る地域実践事業委託金で86万3,000円、小学校英語活動推進事業委託金で44万9,000円、スクールソーシャルワーカー活用事業委託金で201万6,000円でございます。

あとの項目につきましては御説明したと思いますので、割愛させていただきます。失礼いたしました。

○議長（森岡 幹雄君） 以上で提案の説明をいただきました。

これより質疑に入りたいと思います。質疑に当たりましては議事の進行上、日程の順に従って、またページや項目を明示の上、できるだけ質疑に集中をしていただきますようお願いをして、これから質疑に入りたいと思います。

まず、議案第57号、監査委員条例の一部改正について、質疑はございませんか。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 2点あります。まず1点目、第10条の(3)ですね、これが地方公営企業法第30条第2項に定めるといふ、いわゆる公営企業法関係の書類は翌年度6月でいいですよというんですけども、この平成20年度においては7月末までとするという附則があり

ましたね、この理由を求めます。

それから2つ目、11条関係です。審査した決算書等の町長への送付が今までの条例では30日以内ですということが、今度はやむを得ない事由がある場合についてはこの限りではないとしているんですけれども、これは先ほど説明されたように審査する内容が多岐にわたってくることから30日ではできないのではないかということになるのであれば、本来であれば今までの書類で30日以内であれば、例えば50日以内にするとかそういうふうに提案してくるのが本当ではないかと思うんですね。やむを得ない事由がある場合においてこの限りではなかったらどうするのかということが、もしかしたら決算までにできなかったらどうするのかという問題があると思いませんか。その点について、このようなやむを得ない事由がある場合においてはこの限りではないとするということについて、あらかじめ30日では無理だと、今までと違って多くなるのであればそれを延ばせばいいことではないですかと思うんですが、その方が会期としての責任がはっきりするのではないかと思うんですね。それについての意見を求めます。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。まず、ことしですね、健全化法の施行は明年4月からなんですけれども、先ほど説明しました事項につきましては本年の4月から施行されるということで、実際に監査を受けなさいということになると思います。監査を受ける場合に現在のところ、一つ一つがばらばらに提出されているということから、監査を一括ですべてのこの数字、項目を全体を受けて監査を皆さん、監査意見を町長に返していただくためにまず7月という、6月では少しそこは早いですし、7月であれば他の資料もすべてそろろうという考えから7月にそこを移行するものでございます。

30日以内に今は決算審査を行い意見書ということでございますので、ばらばらに受けますとまたばらばらに返すということもありますので、その辺を少し柔軟に今回対応させていただいて一括で意見を監査委員から町長に出してもらおうという意図でございます。

どうぞ、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 続けてください。

○総務課長（陶山 清孝君） 続けさせていただきます。先ほどと同じことございまして、一括で意見書を出していただくという意味から30日を超えることも可能性としてあるというぐあいに考えます。そういうことで全体に今回の健全化法を効率よく町長に意見書として提案していただくために、そういう期間が30日を超える場合もあるということを想定したものでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 私はなるべく条例をつくるときには会期等についても所在、責任ですね、会期等ははっきりさせるために条例をつくるというふうに思うんですね。そういう意味から見たら、やむを得ない事由がある場合においてはこの限りでないというのは以前の条例から見たら、私たちの方から見たら後退する内容になってきているなというふうに思えるんですよ。

ちなみにお聞きしますが、今まで決算が、これ10月ってなってますけども9月が決算期ですから、それまでに出ていますよね。もっと早く町が準備して監査に送ってるわけですね。監査意見の報告出てくるときの私たちが手元にある資料を見る時には、監査した日時も書いてあるんですよ。そんなに1カ月もかかってないんです。長くて1週間ですよ。私は何回もやってるわけですね、その辺のちょっと求めますけれども、町とすればこの財政健全化法に基づいてたくさん資料を監査に送付するときには30日ではできないというふうに見てるということなんですか。もしそれがあれば、大前提であるのであれば、50日ないし60日に延ばしておけばいいのではないかと思うんですね。要するにいつまでということははっきりした方がいいのではないかということなんです。この項を書いたということは本当は30日でできるというふうに判断してるということなんですか。それも今までのやり方から見てどうなのかということ町は考えてるかということをお聞きしたいと思うんです。

参考までにですね、私はわからない、地方公営企業法の今の分ですね、水道と病院は今までだといつごろ出されてたんですか。この中では監査委員の条例では10月までに委員に提出してその審査に付さなきゃならないしか書いてないですよ。今まではちなみに事務として、事務の中だとして一般会計はいつ出しましたか。それから公営企業の分についてはいつ監査に送ってたんですか。参考までに教えてください。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 日付の概要等については今ここで申し上げれるそういう資料を持っておりませんが、30日という問題はこれは原則30日であって、先ほども申し上げますように不測の事態が生じたときに結果として統一して意見書を町長に上げるという方が合理的でありますし、この法令の趣旨にも沿っているだろうという判断からでございます。あくまでも30日が原則だと御理解ください。

○議長（森岡 幹雄君） ちょっと休憩をいたしますが、ただいまの件については監査の事務局を議会の事務局長が兼務をいたしておりますので、この休憩中に若干補足的にお話をしておいた方がよろしいのかなというふうに思いますので、休憩中にちょっと。

午前 11 時 05 分休憩

---

午前 11 時 06 分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、進行いたします。

議案第 58 号。

6 番、細田君。

○議員（6 番 細田 元教君） 町営住宅に暴力団を入れないという条例改正ですが、この暴力団の定義というかどんなんして調べるか……（サイレン吹鳴）

○議長（森岡 幹雄君） ちょっと細田議員、とめて。サイレンがとまるまで。

○議員（6 番 細田 元教君） この暴力団のどんなんして、今入っている方が本当に暴力団かどうかと、これから入る人は住宅に申し込みに来られますけれども、その人が暴力団であるかどうかというのはどのようにして調べられるのか。

それと関連ですが、右翼と暴力団とは違うんでしょうか。その辺のことも一つ。暴力団より右翼の方が怖いような気がするけど。

○議長（森岡 幹雄君） 建設課長。

○建設課長（滝山 克己君） 建設課長でございます。調査の方法でございますが、今規則を作成中でございますが、米子警察署と緊密な連携をとりながら調査をしていくという方法をどの市町村もっております。

それと右翼でございますが、ここで規定しております暴力団員といいますのは、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律で定められております指定暴力団の構成員ということでございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 6 番、細田君。

○議員（6 番 細田 元教君） それに関連してですけども、こういう方がもし入っておられたり、またこれから入られるだろうじゃないですけどあったと、それでどうしても協議というか、あなたは暴力団ですのでだめですよというような話になろうと思いますけれども、そのときの町のマル暴対応はどのようにされておられますか。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。暴力団対応につきましては米子警察署と連絡をとってありまして、本年度からは室長以上の職員全員に当講習を受けさせました。先日も出向いていただきまして刑事の方に迫真の暴力団になっていただきまして、その対応をロールプレーで検証したというようなことを2日間続けてやりました。こういうことを続けて対応していきたいというぐあいに思っております。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 今回この暴力団員による不当な行為の防止に関する法律に基づいて条例が変えられてくるというのは、今回が初めてなんでしょうか。地方自治というのはそこに住んでる人にひとしくサービスを提供していくということになりますよね。その中で暴力団員による不当な行為の防止に関する法律によって、いわゆる指定暴力団員の構成員とした場合には一定の市民権ですよ、それを制限していくという内容がこの法律なんですよ。私は、いわゆる反社会的集団である暴力団についてのこういう措置は必要だというふうに考えてるんです。ところが今度、公務である場合にはその暴力団員について一定の制限を加えていくことになるわけですよ。市民的権利を制限していくということになれば公務の現場ではこれは嚴重に、正確にやらんといけんと思うんですね。住宅の場合は入居判定のときが問題になってきますよね。あなたが暴力団員ですかって聞くわけにはいかないから、警察と連絡しているから恐らく指定暴力団員の名簿等が来ているのだと思いますが、町とすれば入居を判定していく手段のどういうところでこの条例に基づいて暴力団員を排除していくという行為を行うのかという、事務的な流れの中でどういうふうにつけるかというのを知りたいのが一つ。

2つ目、これはもう指定されておりますからお聞きしますが、現在、町営住宅に入居しておりますにこういう対象者はいるのかという問題です。2つ目。

3つ目は、この町営住宅条例の一部を改正するところで今回、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律が出てきましたが、この法律によって公務での、いわゆる暴力団員を排除していくというところがあらゆるところ出てくると思うんですね。そのときに大事なのが、いわゆる住民から来る要求と、住民から来る分と指定暴力団として来る分の市民的権限を制限していくということは、明らかに違っていなければいけないわけですよ。その認識があるのかどうかということをお聞きしたいと思うんですよ。このことによってすべてが、例えば、こんなことはないと思いますが、住民からちょっと大きな声で言ってきたら、こういうふうなことを言われて困るということまで一緒にしていることではないってということですね。ここに今、町が市民的権利を制限していくというのは、あくまでもこの法律によって暴力団員として認められている者に

ついてやっていくんだという姿勢が大事だと思うんですけども、その点の確認をしておきたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 建設課長、滝山君。

○建設課長（滝山 克己君） 建設課長です。入居するときの調査の方法でございます。これは入居申請書に自分はそういう団体とは関係ないという記載をしていただく項があります。それと、調査されても構いませんというような項も設けております。それによって新しい入居の方につきましては警察と連絡をとり合うというようなことになると思います。

それと2番目の、現にいるかどうかということでございますけども、これはそういう調査をしておりませんのでわかりません。

それと3番目ですけども、どうやって確認するかでよろしいでしょうか。

○議員（14番 真壁 容子君） 3番目は町長に答えて……。

○建設課長（滝山 克己君） そうしますと、2つで終わらせていただきます。済みません。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。議員のおっしゃるとおり不当な行為と住民の皆様の要求活動は明らかに違うと思います。ただ、その中に、もしかしたら不当要求に極めて近いというものもあるやもしれません。その場合には庁舎管理の規定とかそういうものによって対応させていただくという筋になるというぐあいに思っております。ただ、一般的にそのようなことを考えて業務をしているわけではございませんでして、あくまでも反社会的、反法的な行為を前提にして不当要求に対して組織として、断固としてそういうものに負けるようなことはしないということの研修や心構えで職員は向かっておりますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 15番、宇田川君。

○議員（15番 宇田川 弘君） 先ほどの建設課長の答弁の中に、今入居しておられる方というのがありましたが、今入居しておられる方には私はないというふうに判断しますが、その辺のところははっきりしていただかなければ、こういう条例はつくったけども、例えば10人ももう入っておられてというような話では条例の意味というのがなくなってくるんで、その方は退去していただくとか何とかでっていうことになりますけども、これからの問題に対してこういう条例をつくっていくわけですから、その辺のところをきちっと調査をして内容はこうだということをはっきりおっしゃるべきというふうに思いますが、その辺についてどのようにお考えかをお聞きいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 建設課長、滝山君。

○建設課長（滝山 克己君） 建設課長です。今現在の入居者についてはっきり調査してというふうな御質問だったと思いますけども、私は今現在そういう方は入居されていないというふうに考えております。

○議員（15番 宇田川 弘君） それをはっきりして。

○建設課長（滝山 克己君） しかしながら、個人のことでございます。どういうことかわかりませんので条例制定の折には、そういった方がおられた場合は、周囲に迷惑をかけるような行為をされてる場合には、しかるべき調査をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、進行いたします。

議案第60号、平成20年度南部町老人保健特別会計補正予算……（発言する者あり）ごめんなさい。もとへ戻ります。

議案第59号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第2号）について質問はございませんか。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 2点お願いします。18ページです。教育総務費の8節報償費の中の南部町の教育を考える委員会委員謝礼という関連で質問いたしますが、この補正の説明の中で総務課長は、学校の統合を含めた南部町の教育を考えていく会をつくっていくんだという説明だったと思いますけれども、そのような方向づけをまず前提として持っておられるということの考え方について1点はお聞きしたいわけです。そのことと、委員会をどのようにつくっていくのか。その委員会をつくるつくり方の考え方ですね、そのことをまずお願いします。

それから、19ページの中学校費の26節少人数学級加配教員対応寄附金200万円の減の説明ですが、南部中学校が基準に合わなくなったためにこの寄附金が減額されたということですが、この基準で合わなくなったことの説明をよろしくお願いします。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江 多輝夫君） 教育長でございます。1点目につきまして私の方からお答えをいたしたいというぐあいには思います。

総務課長の方の説明を踏まえての御質問ということでございます。小学校、中学校それぞれの

学校教育の現状を踏まえて、一人一人の子供たちの教育環境として現在の状況がベストであろうかということをもとにベースにしておきながら、統合という問題も一つの選択肢として位置づけをして、さまざまな角度から皆さん方の御意見をちょうだいをしたいという考え方でおるところでございます。委員さんの考え方ということがございましたけれども、12名の委員さんというのを現在総員として考えておるところでございます。

そのうちで2名の方につきましては町外から教育問題、これは学校教育ばかりでなしに社会教育面も含めて、広く教育に見識の深いと思われる方を町外から2名程度お迎えをしたいというぐあいに思っております。

それから現在の学校教育の現場における教員の意見も非常に大事だろうということを思っておりまして、町内の小・中学校の校長から2名程度はここに入れたいなというぐあいに思っております。

それから、あと6名ということになると思いますけれども、町内を見渡して、見渡してといひましようか、こういう分野に御見識が深い、あるいはそれなりの学識経験をお持ちの方をお願いをしましてお力添えをいただきたいなというぐあいに今思っております。

それから2名の、あと2名の枠があると思いますけれども、この2名の方につきましては公募という形をとらせていただいて総計12名の方で現在5回、最低でも5回ぐらいの会は必要であろうと、あるいはそれ以上ということがあると思いますけれども想定をしながら考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 教育次長、稲田君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。200万円の減額ということで南部中学校が基準に合わなくなったという説明をしましたけれども、当初、入学予定者、少人数学級ですので中学校は33名以上という基準がございます、34という基準がございます、入学予定者34名だったところが、お一人の方がちょっと米子市の方の中学校の方に行かれた関係で基準を満たさなくなったためでございます。

○議長（森岡 幹雄君） 植田議員、よろしいですか。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 南部町の教育を考える委員会について再度聞きますけれども、南部町の教育の将来にとって大変重要な委員会になると思います。このような委員会を本当にどんな形で議論を進めていけばいいのかということは、議会も含めてもうちょっと議論すべきでないかと私は思うわけです。教育委員会としての構想はわかりますけれども、それをまずたたき台に

しながらどうあるべきなのかということを実際に議会も一緒に議論しないと、どんどん先に進めていくような、5回程度というような話も出てくるぐらいですから、人選これでいいのかという問題も本当にあると思います。そういう意味で再度考え直して議会に素案提起という形で考えていくべきでないかと私は思うのですが、そのあたりの考え方をよろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江 多輝夫君） 教育長でございます。先ほど御説明をしました中身を考え直したらどうかという話でございますけれども、先ほどお話をさせていただきました考え方についてはこの方向でスタートさせてやっていただきたいというぐあいに思っております。決してこの会の結論といましようか方向性を持ってすべてを決めてしまうと、決められるような問題ではないということは私も思っております。もちろん保護者の方、より多くのまた地域の方の御意見もちょうだいせないけませんし、住民の皆さん方の代表である議員の皆さん方の御意見もお伺いをする、そういう場合は当然つくりながら総合的に判断をしていくことが必要であろうというぐあいに考えておりますので、御理解をいただきたいというぐあいに思います。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） 何点かお聞きしますが、まず8ページの歳入の方からお聞きしますが、この教育関係ですが事業名が書いてありますが、その中身を教えていただきたいと思えます。

まず、15款の総務費の県委託金の中で、統計調査委託金で経済センサス調査委託金とありますね。私、ちょっと英語が苦手なものでばかです。ちょっとこの、どのような調査されるのかお聞きしたいということと、あと学校関係、教育関係で委託金でこの一つ一つの事業についてちょっと教えていただきたいと思えます。不登校対応地域ネットワーク推進事業、どのような内容でどのようなことをされるのかと、子どもの健康を守る地域実践事業、それとスクールソーシャルワーカー活用事業とありますけれども、それらの中身をちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（森岡 幹雄君） 教育次長、稲田君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。新たに対象になりました事業の中身ということですので御説明させていただきたいと思えます。

不登校対策ネットワーク事業につきましては昨年度からの引き継ぎ分でございます。現在さくらんぼという対象施設を持っておりますが、そこの指導員の方1名の方に他町村との連携とか県教委とかの連携をしていただくための事業でございます。

それから、子どもの健康を守る地域実践委託金ということですが、これは児童生徒が健全

に成長を続けるために今現在抱えております健康課題等の対策が必要であるということで、県がモデル事業を行いました。子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業というモデル事業を行いまして、その南部町の方が受けて行うもので、鳥取県では智頭町との2町村だけが行う事業でございます。これは専門家といいますか保護者を対象にした講演会、それから子供たちを対象にした指導を行っていただく謝金等を支出予定にしております。

それから、小学校英会話活動推進事業ということですが、これは平成23年から学習指導要領の変更に伴いまして小学校の5、6年生で英語授業が始まっていくということで、そのモデル的な取り組みを事前に行う部分でございまして、これも会見小学校を拠点校にして先進地の視察とかを行い、こういった取り組みをしていくのがいいのかということの研究していく事業でございます。

それから、スクールソーシャルワーカーにつきましては、これも今年度からの新規事業でございますけれども、子供や家庭が抱えておりますさまざまな問題、例を挙げますと不登校傾向とか学力不振、友達関係、親の方では精神的なもの、経済的なものというような不安定な家庭等に対しまして、学校とその家庭の連携から福祉との関係等をしていただく方の活動を行うものでございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長、三鴨です。経済センサスというので新しい調査名が出ましたけれども、これは今まで経済産業省と総務省とそれぞれの省庁でいろんな統計調査がなされてきました。サービス業基本調査とか事業所統計、工業統計、こういったそれぞれの省庁に分かれていたものを来年度、平成21年度からまとめて実施しよう。これが経済センサスという名称で実施されます。そのことによって日本の経済状況、推計判断をなされるということにして、それに前段としまして20年度4月に決まったわけですが、事務段階で準備、調査区とかですね、そういうことを準備していきましょうということで今年度事務費がつかしました。21年度から実施されます経済センサスの基礎調査、準備の今回補正をさせてもらっています。経済センサスというのはそういう形で21年度からとり行われるものでございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） 不登校地域ネットワーク推進事業の中でさくらんぼの指導員さんのことで他町との連携と言われましたけども、今現在あそこのさくらんぼには小学校何名、中学校何名で、他町とはどのような連携されるのか。

それともう一つ、子どもの健康を守る地域推進事業では県のモデル事業を智頭町と南部町がと

ったと、もらったと、保護者の懇談会とか子供さんのいろんな会合とあって聞きましたけども、子供の健康、南部町にはどのような健康、子供に健康に留意、留意というか問題点があるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江 多輝夫君） 教育長でございます。お答えをいたします。

1点目の質問の中で現在さくらんぼの方に何人ということでございますけれども、定期的にといいましょうか、きちっと通級ができている者が中学生で3名というぐあいに認識をいたしております。もう1名入っておりますけれども、この子供につきましては少し不定期な状況ということで認識をいたして……（発言する者あり）小学生はございません。

それから、不登校対応地域ネットワーク事業のことでございます。他町村との連携ということでございますけれども、こういう教育支援センターというのは前にも御説明いたしましたように県が手を放したというようなところがあって、各市町村がいろんな形の中で事業を取り組んでおります。そういうそれぞれの現場における相談員の方のお互いに情報交換をしたり、あるいは子供たちへの対応について研修をしていくということが中心の事業になろうというぐあいに思っております。このものは不登校対応地域ネットワーク事業というのは、これは間違っておりましたらまた総務常任委員会で訂正をせないけませんけれども、国の方の事業を県が受けてこうした分でございます。それから教育支援センターというのは単県の事業でございます。同じような性格のものが2つこうやってきて、それをうまくうちの方で受けさせていただいて、少しでも単町費が少ない中で運用したいと、そういう目的もあってこのものは受けておるところでございます。

それから、子どもの健康を守る地域実践事業でございます。これは子供たちの健康にどんな問題があるのかということでございますが、各学校で学校保健委員会という組織をつくっております。子供たちの健康の実態、あるいは健康を維持していくための課題、そういうものについて逐年共通理解をしながら学校は取り組んでおります。今、具体的にこれがどうの、これがこれだけの数字というのがはっきり言えませんが、わたしはかつて非常にびっくりをした事例で申し上げますと、例えば健康診断で歯の治療が必要でございますよということで医者から指摘をされておる、そのことを学校の方から保護者の方に伝えてはいるんですけども、実際にその治療をした子供の割合が非常に少ないというような問題があったりしております。この問題については全力を挙げてやれというようなことを指導したこともございます。そういう面がございますが、私がこの事業を受けさせていただいた一番のねらいは、各学校に養護教諭が1名ございます。それぞれが学校の中では一生懸命やっておりますけれども、子供たちの生活実態というのは健康も

含めて、あるいは心の問題も含めて非常に今多様な問題を抱えて保健室に通ってくる子供たちがたくさんおります。その者に1人の養護教諭が基本的には対応してるという状況でございますので、町内に5人の養護教諭がおりますのでしっかりそのところを連携をしながら子供たちに対応をしていく、そういう体制づくりをこの事業をきっかけにしてつくりたい。そういう願いが私にございまして、このたび単年度事業ではありますけれども受けさせていただいたという経過でございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） ほかにございませんか。

12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 何点か教えてやってください。数の確認とかです。

まず9ページの中で、一番上なんですけど不動産の売り払い収入、これ福里団地が1区売れたということだったんですが、今残りが何ぼ残ってるかという数、引けば、前の記録をたどればわかるんですけど、ここで改めて何区残ってるかということと。それと、これは一つは何とかなかったな、姫路のリアルティーにですか、そこを通じたんですか、あるいは町直接なんですか。これ私よくやり方をうっかりしてるんですけども、そこを通すことが必要なのか、あそこに委託した形ではなくて町に直接あったのかと、その点がどうなのかということ。これもあわせてお聞きしたいと思います。

それから、10ページの中で、10ページのところで一番下段で退職手当組合の負担金で、3月末で4人分があったんですけども、そのうちの2人分だということだったと思うんですが、どうしてこういうぐあいになったのかが、4人一括で出すことができなかったのかどうかということ、そのこともお聞きしますのでよろしくお願いします。

それからはぐっていただきまして11ページですね、地域自治振興費の中で、課長から説明があったんですけど私聞き取れなかったもんでもう一度お聞きしたいんですが、推進助成の金6万9,000円、これはどっかの公民館で言われたがどこの公民館だったでしょうかということ改めてもう一度お願いします。

それからですね、先ほど植田議員がお聞きしたんですけども、18ページですね、南部町の教育を考える委員会委員謝礼というのが上がってて、内容についてはわかったんですけども、今までですと考える会委員というのは以前あったでしょうかということ、ほかにもこういう事例があったでしょうか。もし、将来の町のあり方だとかそういうことだと、今までだったら従来でしたら審議会とかね、そういう方向だったと思うんですけども、私が記憶に考える会というのが以前あったのか、そのことをお聞きすると、あわせてこの委員会というものが将来は発展的とい

うんですかどうでしょうか、審議会というようなことに結びつくものかどうなのかということ、この点についてお聞きしますのでよろしく申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。福里団地の現在の数ですけれども17区画ありまして、そのうちの8区画が定期借地権による契約済みものです。このたび売却いたしましたのが1区画ということで処理済みが9区画になりました。あと8区画が残っております。それとすべて姫路リアルリティーに介してきております。

自治振興費の中のまちづくり推進事業補助金ですけれども、これは荻名公民館の雨漏りでございます。荻名地区の公民館でございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長です。私は10ページ一番下段の負担金、補助金、交付金について説明いたします。

退職手当組合の負担金がふえたのがもっとわかったんじゃないかということでございますが、ここに今回の人事に関係する者すべては1月中旬に人事が確定した者、またその所属している者に対するものを計上しております。これは当初予算で計上したものでございます。4月に人事異動がございますので当然人が動きます。部局が変わることもあります。そのための補正を今回させていただきます。それでこの退手組合ですが、これは職員が退職者がふえると市町村退手組合の方も非常に困りますので、特別負担金というものを要求します。これが人数が2名を当初予算で計上しなかったものでして、1月以降に退職が確定された方、退職せざるを得ないという確定をされた方について当初予算は計上されてなかった、それに対して特別負担金の要求が市町村から来ると、それに対する対応額でございます。御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江 多輝夫君） 教育長でございます。南部町の教育を考える会についてお答えをいたしたいというぐあいに思っております。

南部町が発足をしまして後、こういう形の会は開催をしたことはないというぐあいに思っております。旧町の件につきましては十分に私の方で情報を仕入れていないところがございますが、何らかの形で住民のこういう学識経験の方の御意見をお聞きするような場といえましょうか、会議といえましょうか、そういうものを旧町のときにつくった経過があるということは私の経験の中では記憶をしておりますが、南部町になりましてから基本的にはございません。審議会にということもございますが、このことについては少し課題の話し合いの状況内容を勘案をしながら、

頭の中には私も入れてはおります。そういう形の方がより住民の皆さんの御意向なり、整備をしていくのにベターかなということになればそういうことも考えていきたいというぐあいに思っておりますが、実はもう1点、こういう問題と絡めてということになると思いますけれども、このたびの国の教育基本法の改正を受けての教育三法の改正によりまして国あるいは都道府県、そして地方公共団体がそれぞれに教育振興基本計画というものを策定をせないけんと、こういうぐあいに法改正がなされております。このことも近い将来、私どもも南部町の教育振興基本計画、こういうものを策定をせないけん。こういうこともございましてこのことをどういう形でやっていくのか、それは例えば審議会方式でとるのかですね、あるいは御意見をいただく形でやるのか、そのあたりの実は行き方の問題もございまして、とりあえず考える会というような形の中で御意見をいただいて整理をしていきたいと、そういう考え方で今おるところでございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 再度聞きます。先ほど教育長から、国の方針で教育の基本何とか策定のそういうことをやるということで、もちろん教育は学習指導要領に基づいて、それからいろんな教育関係の法律のもとにやられてることは私もよく理解するんですけども、恐らくこれがいろんなね、国がそれぞれにおき計画を立てるだとかそういうことがどんどん来ると思うんですけども、そういうことで一くりにやっていく方向にされるのか、それともいろんなジャンル別というんですか、別でやられるというぐあいに将来的に考えておられるのかどうかということをあわせて、なかなか難しいと思うんですけども、そういう方向はどういうぐあいに展望というんですか、そういうぐあいにいろんな、例えて言うと教育のあり方とかあるいは学校の形態ですね、いろんな形があると思うんです、ジャンル別に。そういうことについてやっぱりそれぞれの専門的な分野でされるのか、あるいは一くりにいうんですか総合的にやられるようにする方向づけされているのかですね、将来的なことを。そういうことについてはまだそこまでの何か、あるいは充実させるためにはそういう方法もあるのかなというぐあいに考えておられるか、その点について再度お聞きするんですがどうでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江 多輝夫君） 教育長でございます。私の御質問の受けとめ方がもしかするとまずいかもしれません。そのときはお許しをいただきたいというぐあいに思っておりますけれども、現在も条例等に基づいて社会教育の振興等について、あるいは青少年教育についてですね、専門的に御意見をいただく社会教育委員さんという制度がございましたり、あるいはスポーツの振興、そういうものにつきましてはスポーツ振興審議会という条例設置のものがございます。あるいは

現場で指導していただく体育指導員さんというような制度もございます。さまざまな分野においてそれぞれに御提言をいただいたり御指導いただいております。委員さん等もございますので、そういう現在の制度とうまく連動をしながら、連携をしながら最終的に全体の計画像が調整ができるような会議のあり方といいたいでしょうか、つながり方といいたいでしょうか、そういうものを十分配慮しながら進めていきたい。こういう会がすべてにまさるといようなことではなくて、そういうところとうまくつながりを持ちながら御意見が反映されるような形で話し合いといいたいでしょうか、検討を進めてまいりたいというぐあいに思っております。議員さんの御質問と少しずれておりましたらお許しをいただきたいと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） ほかにあるようであります、お昼過ぎておりますので、ここでお昼の休憩に入りたいと思っております。再開はちょっとけちりまして13時、午後1時再開ということで御参集賜るようお願いをいたします。休憩いたします。

午後0時10分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（森岡 幹雄君） 休憩前に引き続いて質疑を続行いたします。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 補正予算は総務関係が多いのですが、委員会では町長にお聞きできないので総務関係の点については町長にお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず1点目の、歳入のところでの9ページ、財産収入のところです。不動産売り払い収入で福里団地が1区画売れたという356万7,000円の計上があります。これは以前にも問題がなかった福里団地で姫路リアルティが入ってるんだけど、去年の8月までに完売するよと言っておって売れなかった。3月までにはお金は全部入ったから町は問題ないという態度をとるのかどうかという点ですね。あと、残8区画が残っています。町とすれば、この売っていく計画を姫路リアルティからお金もらったからというだけでは、定住対策の政策に責任持つ姿勢とは言えないわけですね。それで、このことをどのように協議して進めていこうとしているのかという点をお聞きしたいというふうに思います。（発言する者あり）いえ、違います。

次、11ページの企画費の使用料及び賃借料、これも総務関係なんですけども町長にお聞きいたします。巡回ラジオ体操バス借り上げ料が21万計上されています。当初予算では29万円計上されていました。合わせると50万円です。当初は29万円で1,300人を送迎すると言っ

ていました。住民からは、ラジオ体操は結構だけれども1回のラジオ体操に100万以上もお金使い過ぎではないか、本当に花回廊でなくてはいけないのかという声も出ているわけです。今回21万円を計上するのは人数がふえたのか、バスの単価が上がったのか、計画違いだったのか。このことに多額のお金をかけていくことについての町長の見解を聞いておきたいと思います。

次、これは12ページ、これは大事なことなので聞きますが、町長、町議会議員選挙はいつという予定にしているんですか。選挙管理委員会がいなければ選挙管理委員会の担当者がおられませんか。ここに予算が上がってるので聞くんですが、調整上ではいつだというふうに考えてるんですか。

次、13ページ、社会福祉総務費の民生委員推薦会報酬ですが、民生委員が辞職されたと言われましたが辞職の理由は何でしょうか。

次、児童福祉費の保育園関係です。課長も言われましたように20年度の人事異動の分が今回の6月補正に出てきているわけです。ここでですね、保育園費の給料が減額の935万7,000円になっています。これはいわゆる現職であられました保育園長がかわったことが出てるのかな、それとも一般職がいなくなったのかなと思うんですけども、いわゆる保育施策について今回のこの異動があるんですが、町長、どう考えているのかという問題です。住民からは、ベテランの保育園長を現場からのけたことについて非常に町は保育園の施策をどう考えてるのかって声が出ているわけですね。これについての考え方をお聞きいたします。

次、同じく保育園費の13の委託料のところで、これはちょっとわからない、保育園麻疹排除対策、排除対策って初めて聞くんですけども、政策の位置づけが変わったのでしょうか。このことについての説明をお伺いいたします。

それから少し戻って申しわけございませんが、13ページの高齢者福祉費、委託料295万3,000円あります。地域支援事業生活機能評価委託料295万3,000円、これは介護保険、広域連合からの委託だと町が受託したことになるんですが、この内容についてどういうことをするのか、ここでなかなか聞いてもわかりませんのでどういう評価をするのかという、わかるような要綱がありますよね、それを出していただきたいと思いますが出せますか。

次は、これも所管の分になるのですが、非常に重要なことですので町長にお聞きします。内容は18ページの、先ほど植田議員も質問しておりました報償費に上がっております南部町の教育を考える委員会委員謝礼20万上がっているというこの中でのこの委員会の問題です。町はよくいろんなことを取り組むときに、町の方から住民を集めて委員会とか審議会とかつくるわけです。そういうところから答申をもらったことについては、それが住民の総意だとして動くことが今ま

でもありました。先ほどの中身では学校統合をも視野に入れた委員会をというふうなことを言っていました。学校統合問題は南部町の教育施策の大きな一つであるわけですね。これを教育を考える委員会がどのように協議されてどういう結論が出してくるかというところですが、教育を考える委員会の位置づけが非常に重要になってくると思いませんか。先ほど聞いてますと、ほかにはスポーツの指導員がいるとか、社会教育委員がいるとか言いましたが、これらのことをすべて、いわゆる条例に位置づけられた委員等がなっているわけですね。これは報酬でもない報償費です。言ってみれば町から見れば位置づけの明らかなでない任意の、それも公に住民が認めた方々ではない人たちが集まって学校統合問題も含めて一定の結論を出すような委員会をつくらうとしている。これは私は、町から見たら公共性のことを考えていく委員会の位置づけとしては非常に公共性から外れていると言わざるを得ないと思うんです。仮に学校統合問題を考えるのであれば、それらも含めた形で協議してきてそれを立ち上げようという合意がなければできないことではないかと思うんです。ここではその結論がなかなかもらえないと思わないのでお聞きしますが、南部町の教育を考える委員会の要綱を出していただきたい。一体どういう目的で何のためにするのかということがわからない、そういう中で謝礼の費用だけ出してくれというのはちょっと説明不足だし、責任がとれない問題だと思いませんか。そういう意味でそのことは教育委員会お願いします、町長は、本当に学校統合等を考えるのであればもう少し公共性が担保された内容でなければいけないと思いませんか。その辺についての町長の見解をお伺いしたいと思います。

それから、最後の23ページに給与費の明細書というのがあるんです。これを見て、これは町の職員構成ともかかわるのでここで聞くのですが、ここで見たら一般職はいいんですが、特別職のところで職員数が補正前と補正後で長はわかりますよね、町の議員もですが、その他の特別職が591人から602人にふえています。この内容についてお聞きします。それと関連してこれは私が考えていることで違えば訂正していただきたいと思うのですが、平成20年度になって今までの常勤臨時職を非常勤一般職という聞いたことのない名前で説明されました、委員会で。やっぱりどう考えても23と24ページの特別職と一般職を見るんですけども、その非常勤一般職というのはどこに当てはまるのかというのわからないんです。よく考えれば一般職以外は全部特別職になるという地方自治法と地方公務員法を見たら、非常勤一般職という言い方はできないのではないかというふうに思うわけですね。それらはどこに分類されているのか、そのことをお伺いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長です。まず、私は13ページの保育園の900万の給料費が落ちたのはベテラン園長を異動したためかということですが、大方のところはそのような数字だろうと思います。育児休業だとかいろいろな要素もあるかもしれませんが、そこが一番大きな問題だと思います。そして現在は、一番ベテランでございますので4園の統括として若い職員の指導に当たるという立場で指導いただいております。

一番最後に御質問いただきました23、24ページに給与費の明細がございます。これについてでございます。まず、特別職の範囲は非常に多うございまして今回11名ふえておりますが、これは民生委員さんの11名分がふえたという、このような各委員会の方たちも皆さん特別職と、一般職以外は特別職という考えでございます。したがって、先ほど真壁議員が言われましたとおり……（発言する者あり）先ほど民生委員と言いましたが、民生委員の選考委員会でございます。の11名が入っております。それで以外でございますが一般職、御質問のとおりでございます。一般職以外は全部この中に入っておるといふぐあいに思っております。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。先ほどの福里団地の関係のお答えをさせていただきます。町長直接……（発言する者あり）町長直接の答弁ということでしたけれども、思いは同じではなかろうかと思っておりますので私の方でお答えさせていただきます。

亀尾議員さんの御質問にもお答えしましたけれども、17区画のうちの今9区画が定借の契約済みと売却が1件ということで9区画が契約済みです。残りが8区画というふうにお答えいたしましたところですが、しかし、この17区画は姫路リアルティーとは既に定期借地権の契約をすべてしておりまして、真壁議員さんもおっしゃられました3月末に半額はすべて入って収納済みでございます。ですから町といたしましては土地を持ちながら定期借地権というもので既に半額を回収しておりますから、リスクはありませんが、おっしゃられますと早く早く契約が成立して住んでいただければそういったメリットが生まれてまいりますので、早くそういう契約を成立することが有利かと思っておりますが、既に17区画のうちのこの短い期間で売れ残ったものが半分以上も姫路リアルティーの販売力で既に売れてきております。町からもいろいろな情報を流して姫路リアルティーの方で商談されて契約成立に順次進んでおりますので、これからはお互いにその情報交換をしながら契約成立に向けてお互いが努めていくというふうなところで進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長です。13ページの民生委員の関係でございます

が、御自分の病気のため辞職をされております。

○議長（森岡 幹雄君） 町民生活課長、畠君。

○町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。私は14ページの保育園費、委託料の中にあります保育園費麻疹排除対策、この排除ということにつきましてお答えさせていただきます。

これは字句だけの問題でございまして、排除対策となっておりますけれども安全対策というふう  
に読みかえていただけたらというふうに思っております。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 教育次長、稲田君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。私の方からは11ページ、企画費の関係でラジオ体操  
のことについて教育委員会の方でやっておりますので説明をさせていただきたいと思ひます。

当初、ラジオ体操につきましては西伯小学校のグラウンドを主会場で計画をしておりましたけれども、花回廊ということが協力をいただきましてそちらの方ですることになりました。朝の時間も早い関係で、当初はバスの巡回送迎を考へておりましたけれども、会場が遠くなった関係でピストン、巡回だとなかなかできないことがあります。その関係で台数の増のための予算増になって  
おります。よろしくお願ひします。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江 多輝夫君） 教育長でございます。教育を考へる会についての御質問にお答えを  
しておきたいというぐあいに思ひます。

こういう会を開催しようということに、ただ経過を少しお話を申し上げたいというぐあいに  
思っております。私も含めまして5人の教育委員がおるわけでございます。日ごろよりそれぞれの  
学校の現状、あるいは社会教育の状況をつぶさに情報を仕入れながら論議をして方向性を出し  
ておるわけでございますけれども、学校教育も含めてそれぞれの教育委員が今後どうあればいい  
のであろうかということはそれぞれの委員が実は一定の考へ方を持っているのではないのかなと、  
私自身は思っております。しかしながら、お互いに話し合いをする中で、教育委員は5人しかお  
りませんので本当に我々5人の論議の中で方向性を出していくというのが、本当に住民の皆さん  
の御意向を考へたときにどうだろうかという実は論議がありまして、より多くの住民の皆さん方  
の御意見をちょうだいをしながら教育委員会としての考へ方をまとめていきたい、こういう思い  
が教育委員にございましてこういう会議を持たせていただくという流れで、このたびお願ひを  
しているものでございます。そうした話し合いの中で非常にこれは重要な問題であるという案件  
につきましては、またその時々状況によりまして、審議会等の問題も含めて検討をしていかな

ければならないのではないのかなというぐあいに思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 私は選挙管理委員会事務局長として答弁させていただきます。

町長、町議選の日程ということでございますが、まだ決定しておりません。今後、農業委員会等の選挙が終わり次第決定されるものというぐあいに考えております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。それぞれ教育長なり課長が答弁したのものをもって、町長の考え方というぐあいに御理解をいただきたいというように思いますが、何点かもうちょっと補足をしておきたいと思っております。

まず、福里団地の件でございますけれども、わずかな期間に17区画の区画数のうち9区画までを若者定住のために取り組んでいただいて、私は非常に喜んでおります。町の方としては定期借地権というようなことで進めておりますので、実質被害といましようかリスクは結局負わなかったわけでございますけれども、まだ残りが8区画ございます。こういう既設団地の残ったところというのはなかなか売れにくいわけでありまして。そういうところを先ほど課長が言ったようにいろいろな情報提供や情報交換しながら、若い人にできるだけ早くこの残区画が埋まるように情報提供などをしていかなければいけないというように思っております。

ラジオ体操でございますけれども、これは花回廊もこの際、無料にして開放して多くの皆さんに来ていただきたいという心意気でこの会場地を引き受けていただいております。非常に私もうれしく思っております。巡回を考えておったということですが、結局そういうことでは対応できないほどのお方が参加していただけるのではないかなというふうな見込みから、このようなことをしております。一つはやっぱり花回廊をひとつ紹介もこの際していきたいという気持ちもありますし、それからことしから特定健診だとか特定保健指導といった新しい施策がスタートするわけでありまして、そういうことが勢いがつくように順調に進んでいくように、そういう願いも持っております。

それから、保育園長を現場より外したということですが、これは4園の統括園長でお世話になっております。それぞれの4園のそれぞれ抱えている問題などについて、長年の経験を生かして御指導をいただいております。ということでございます。

それから、教育委員会の関係ですけれども、教育長がお話をされたとおりでありますが、あんまりちょっと過敏というんでしょうか、そういうことになり過ぎておられるのではないかなと思います。教育委員会としてどういう考え方を持てばよいのか、住民の皆さん方とか専門家とかで

すね、そういう方の御意見を聞いて自分とこの判断をまとめたということでございますから、そんなに統合ということがあったからということをおっしゃいましたけれども、そこまでお考えになる必要はないのではないかと。すべての案件は議会の方にまた御相談をして議会の方でしっかりと御審議をいただいて決定になるわけですから、議会を抜いて何にもできませんのであんまり心配なさらんでもいいじゃないかと思います。ということで、よろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） まず1点目の福里団地の件では、課長と町長の答弁を聞いている限りでは17区画のうち9区画売れて評価をしているということなんですよ。評価をしているけれども、リスクを負わなかったけれどもこの施策は土地を売ることが目的ではなかったわけですよ、そもそも県の供給公社の土地ですから。土地売ることが目的ではなくて定住対策が目的なわけですよ。一つわかったことは、定期借地にすれば土地代が安くなるから来てくださる人がふえたということは、やはり経済的な負担を少なくすることが来てくださるということよくわかったと思うんですよ。そうですね、このことがわかったと思うんですよ。しかし、当初言っていたように、そしたらすっと売れるかといったらそうではないと、とすれば定住対策の次の課題は何かということ考えていけないと思いませんか。私は町の施策ではとにかく姫路リアルティーにしといてこうしたから安くなったから売れるだろうけれども、本当にそれだけでいいのだろうか。今、来ようとしてる人たちがどういうことを求めているかということを考えることが福里団地以外の、例えばニュータウン等に残っている土地のことも含めての課題になってくるのではないと思うんですよ。そういうところが町の施策と言えないんじゃないかと思うんですよ。リアルティーに任してしまうことはこれは行政の施策とは言えないというふうに思うんですよ。その点をどう考えてるかということお聞きしたかったですよ。それともう一つは、この問題でいえば住民から批判されているのはどうして姫路リアルティーだけになるのかということです。マンションで依頼した人の業者ばかり使うのかという問題があります。定期借地といえば島根県の松江でしたっけ、行政、開発公社が定期借地しましたよね。当初、姫路リアルティーはこれの特許等を持っているからっていう説明ありましたが、そうではなくてこれは定期借地はだれでもできるんだということがわかれば、わざわざ町が貴重なお金を出して業者を介する必要がなかったかもしれないわけですよ。私はこれが評価がよかったから、今後引き続き同じ方法で一つの業者を使っていくのではないかというふうに危惧しているわけなんです。そこでお聞きするのは、ここに上がってきた売り払い収入の補正予算に関連して、残8区画残っているときに新たな定住施策というのはどういうことを考えているのか。定期借地といえばさまざまな

方法があるが、それについてどう考えているのかということも改めてお聞きしておきたいと思うんです。

次の巡回ラジオ体操は、当初から花回廊であったんですか。先ほどの話では1回で運ぶ巡回する予定が距離が長いからできなかつたと、当初の見積りでの誤りで予算が倍近くになるというふうに解釈していいわけなんですか。それとも人数がふえたわけですか。私は確かに花回廊を使うことも一つかもしれませんが、全国では巡回ラジオ体操というのは子供が歩いて行ける距離というのは、やっぱり小学校、中学校でやってるわけですよね。それを考えた場合、私は費用対効果も含めまして、本当にこれだけの費用を使っていく必要があるのかという住民の声は最もだなど思うんですよ。その上に倍近いラジオ体操の今度のバス代ですから余計住民そう言いますよね。そのことについて町長の見解を伺っておきたいと思います。

次が、保育園の分についてはベテランの方だから統括園長に持っていかれたというんですが、それは私は保育園の施策としてその人材が大事で生かそうと思えば、保育園費の中にあっていいんじゃないかと思うんですよ。どうしてよそへ移すんですか。統括園長でしょ。そのことと、現場では保育園の保育士が足りないわけですよね。こういうふうに1人の給与減額になってますが臨時のお金が出てないわけなんですよ、それはどうしてですか。それもお聞きしますね。いわゆるプールでやっているのかと思いますが、実際に1人がいなくなるということは1人だけか入れないことには現場は回らんわけですよね。その費用はどうされているのかということと、どうして保育園費から統括園長の費用を減らすのか、位置づけは何なのかと。今の話を聞いていたら保育園費の中に置いておけばいいことです、園長ですから。どうかということ。笑っているだけではわかりません。

それと教育委員会の、南部町の教育を考える会が過敏になり過ぎだというんですけども、町長、今まで例えば地域振興協議会のときは地域振興区を7つに分けるということ住民が知らない間に審査会、審議会等で結論が出てたんですよ。議会に出てくるときは残念ながら結論が出ている。議会で審議といいます、議会が多数で通ってしまうというのが往々にして今までの経過なんですよ。ここでは過敏でも何でもなくて公費を伴う委員会をつくっていくのであれば、要綱等を見てこれがどういう性格でどういう位置づけなのかということが公的にわかるようなものを出していただきたい。今の話を聞きますと、どうも教育委員会の諮問機関のようになるのかなと思うんですが、例えばどれほどの権限ですよね、答申みたいなことをするのか提言するのもも含めですね、目的は何かということこれを出していただきたいと思いますので、委員会等に出てくる、出てきますよね、その確認をしておきたいと思います。それでなくっては議会としては無責任だ

し、説明、出してくる側も不明確になりますよね。その確認をしておきたいと思います。

それから、最後の23ページと24ページの質問では、そしたら執行部は訂正されるということでしょうか。今まで非常勤の一般職という聞いたことのない言葉で説明されましたが、先ほどの話では一般職以外はすべて特別職で、先ほどの週39時間の非常勤の職員もすべて特別職に入るといふふうに説明されました。そのとおりですかということの確認ですね、そのとおりです、それ以外の考えられないわけですよね。非常勤一般職なんてないわけでしょ。非常勤特別職のところ、特別職のところに39時間の職員も入ってるわけですね。今そう言いましたよ。2回しか質問できないので聞きますが、だとすればそれは条例で決めないといけないのではないですか。特別職の非常勤特別職の報酬は条例で決めることになっています。ところが週39時間の職員についてはどうして決めないのかといえば、条例化しないのかということ非常勤一般職だと言いました。ところが非常勤一般職というのはありません。さっきわかったのは非常勤特別職だということの説明されたんです。非常勤特別職であれば条例で報酬等をうたわなければいけないのではないですかという質問ですが、どうでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長です。今、一番最後の御質問から私は答えたいと思います。

まず、この給与の中の25ページにあります特別職、そして一般職、この分けの考えの中では一般職、一般職の区分には入らないと、人数の区分の中には入らないというぐあいに考えてます。しかし、一般職の非常職という区分は全国の市町村の中で現実に行っていることでございまして、これはその人の雇用する関係上、非常勤の一般職という分け方をしているものです。しかし、真壁議員の指摘されましたように一般職と特別職とどちらなのかというこの分け方のこの表の中であっては、上段の特別職の分けの区分の中に入るというぐあいに考えております。

それから、保育園の園長の問題でございますけれども、これは子育て支援という考え方で、一つの園の園長から子育て支援としてももう少しトータルに行政の中で見ていただくために、町民生活課の子育て支援というところで予算を組んだというぐあいに御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 教育次長、稲田君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。ラジオ体操のバスの借り上げの件で再度お答えをしたいと思います。

私の記憶の中では当初の予定というのは西伯小学校が会場だったというふうに思っておりますが、それが花回廊さんの協力をいただいてちょっと町の周辺部といいますか外れの方になってし

まいりますので、それにラジオ体操が始まるのが生放送が6時半から、会場に集まっていただくためには5時半ごろから開場して集まっていただく、その関係でどうしても一遍行ったバスが再度また迎えに行くということはなかなか難しい部分がありますので、増便をお願いしておる分と、それから花回廊の協力によりまして体操会参加の皆さんには体操の後に花回廊を自由に入って散策していただくということになりましたので、若干バスの拘束時間等も長くなってきますのでその関係での増になります。よろしく申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江 多輝夫君） 教育長でございます。若干、前回の答弁に補足をさせていただきたいというぐあいに思っております。

学校教育に絞って物を申し上げますと、それぞれの教育委員が学校教育が抱えておりますさまざまな課題あるいは問題点、そういうものをどう解決をしていくのかという部分において現在の課題、それからこれからの課題ということもあります。どういう方向を目指していけばいいのかというような問題もあります。そういう問題も含めて、もちろん統合の問題もその中の一つとしては考えては当然上がってくるんだろうというぐあいに思っております。そういうものについて私どもが持っております問題意識、そういうものを多くの方に聞いていただいて御意見をちょうだいをする。私的諮問機関という言い方が適切かどうか私も判断しかねるところもございますが、少なくとも提言のような形で御意見をちょうだいをし、教育委員会としてのスタンスをより明確にできたらというぐあいに思っております。言葉足らずのところもありますので、その部分につきましてはまた総務常任委員会等の中で御説明をさせていただきたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。先ほどの福里団地の関係で定住対策を今後どう考えるかというような御質問をいただきました。定住対策してきましたが、そういう宅地の販売ですとかそういったことばかりじゃなくて、企業誘致も含めたりいろんな施策をしてまいりました。皆さん方の住みたい、若者が定住していただける条件整備もしながら、そういうお方の御希望も伺いながら今後も進めていきたいとは思っておりますが、御承知のとおり町内外に南部町の空き家情報ですとかいろいろな情報も県外にも流しておりますので、そういった御希望なり問い合わせがあれば土地の紹介なりいろいろなものもこちらで御満足いただけるような、住んでいただけるような折り合いがつくような話をさせてもらったらと思っています。ですから、住宅宅地問題ばかりじゃなくていろんな分野で、企業誘地も含めたもので進めてまいりたいというふ

うに思っております。

それから、なぜ姫路リアルティーばかりかというような御質問がありました。一番最初の姫路リアルティー選考されたときの経過も御承知かと思えますけれども、希望をとったところが姫路リアルティーさんから回答がありまして、ほかには手挙げがなかったというふうな経過があったように思っております。實際上そういったことで姫路リアルティーに今日までしていただきました。先ほど来言っております成果としても、福里団地につきましても短期間でそういった成果を上げてもらっております。そういうことが成果として、町の方も評価をして信頼関係をつくりながら契約成立に向けてお互いが頑張っていくということで、今までしてもらった経過なり成果というものも無視してまたじゃあほかのところというのが、本当にこれからの進める上で有利かというふうなことはちょっと考えにくうございますので、今の業者の方で福里団地についてはやっていただきたいと、このままやっていただきたいというふうに思います。また、議員さん方も御承知かと思えますけれども、この定期借地権つきの方式につきましては県外からも視察もあり、県内からも問い合わせもあって視察も何度も来ておられまして、そういう県外でも県内でも実績があるというふうに、姫路リアルティーさんは全国的に取り組んでおられましてというようなこともありますから、非常にたけたノウハウ持っておられる企業というふうに認識しておりまして、今後も進めていきたいというふうに思います。以上です。

○議員（14番 真壁 容子君） 議長、答弁が返っていなかったものも、健康福祉課の地域支援事業の資料が出ますか、機能評価の資料が出るかどうか。

それから、考える会の……。

○議長（森岡 幹雄君） それで待っとるだがん、手が挙がるやつを。

○議員（14番 真壁 容子君） 考える会の要綱の……。

○議長（森岡 幹雄君） それで待っとるだがん。

○議員（14番 真壁 容子君） 出るとは言いません、教育長は。

○議長（森岡 幹雄君） それで先に進んでないんです。

教育長、永江君。

○教育長（永江 多輝夫君） 教育長でございます。申しわけございません。委員会の方でこういう方向を出しましたときに使いました資料でございますので、そのものは提出ができるというぐあいに思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 答えたつもりだと言っておられるが、民生委員の関係はあったけども、支援事業の関係がもう一つ残っておらへんか。済んだんか。

○議員（14番 真壁 容子君） 支援事業の機能評価の295万ほどの、どんなことするのか、資料を出して。

○議長（森岡 幹雄君） あったあった……（「質問がなかったんですよ」と呼ぶ者あり）あったあった、あったあった、それで待っておる。大抵わしはだっただかだっただか進むが好きだけでも、それで待っておった。たまにはこういうこともあるんで。（「議長の意見でありましたよ」と呼ぶ者あり）追加があるの。

企画政策課長。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。先ほど私、姫路リアルティーさんの関係で非常に狭いお答えをさせてもらったように思っております。福里団地の件につきましてはもう既に契約も済んでおりまして、そういうことですから姫路リアルティーの成果なりということはいと思います、これからのことについては私は姫路リアルティーが有能だというようなことを言ひまして、今後ともというようなことを言ひましたけれども、次どういう事例が出てくるかわかりませんので、姫路に固執することなく状況に合った業者であったり、そういうふうに進めていくべきかと思ひますので、姫路リアルティーありきというようなとらえ方をさせていただくと若干誤解が……（発言する者あり）だったと思ひますので、そのように訂正させていただきたいと思ひます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。生活機能評価の関係でございますが、保健事業団委託、それと医療機関委託ということで計画しております。両者とも250人、計500人を予定をするものでございます。以上でございます。

○議員（14番 真壁 容子君） 資料は出ませんか。

○議長（森岡 幹雄君） 委員会でやろうや。（発言する者あり）進行します。

4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 2点ほど質問いたします。まず1つは、11ページの総務費の中の徴税費の項目でございますが、この中に節の7、それから13の賃金と委託料のところにか屋の全棟調査臨時職員賃金で92万8,000円、それから委託料で97万7,000円というものが上がっておりますが、これはかつての固定資産税の過誤納の関係の全棟調査に係るものだとすることは承知しておるところでございますが、これはどういう形でどれだけの人数をもってこの賃金が上がったものか。それから、この全棟調査の範囲がどういう形で行われるこの97万7,000円かという根拠を示してください。

それからもう一つ、同じ11ページの中の地域自治区の地域振興費という形で、節の19の中に負担金、補助及び交付金ということでまちづくり推進助成事業補助金6万9,000円が上がっておりますが、これは基本的に南部町のまちづくり推進助成事業実施要綱に基づいてなされたものだろうと思うんですが、これは6万9,000円ということはすなわちこの雨漏りの修繕のために50%の助成というように書いてありますから、正規には14万弱のものが基本的には修理費として上がったということでございますか。それともう一つは、この費用という請求の仕方は窓口が地域振興区を通じて上がったものでございますでしょうか。

以上、2点よろしく申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 税務課長、米澤君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長です。先ほど御質問がありました赤井議員にお答えいたしますが、まずこの家屋の全棟調査でございますが、これは固定資産税の過誤納問題とは直接関係ございません。それは最初に言っておきます。それで賃金と委託料の関係でございますが、賃金はこれは1人、1名、これを大体141日程度雇いたいというふうに考えておりますし、それから委託料でございますが、これはシルバー人材センターの方から2名の方をお願いしたいという形で予算を立てております。大体、総務課長が説明のときに申しましたように平成20年度は会見地区を終わりたいと、それから21年度、22年度で西伯地区を2年間で終わりたいというふうに計画をしているところでございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。先ほどの荻名公民館の関係、屋根の修理の関係ですけれども、議員がおっしゃられましたとおり南部町まちづくり推進助成事業実施要綱に基づくものでございまして、これは集落から要望が出て、急遽雨漏りがするのでこの事業を使いたいというふうに担当課の方に来たものです。事業費ですけれども、見積額が13万6,500円、これの2分の1で6万8,250円でございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

○議員（4番 赤井 廣昇君） はい。

○議長（森岡 幹雄君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありましたら、進みますが、健康福祉課の関係で真壁議員からあった地域支援事業費についての資料請求がありましたけれども、民生常任委員会の方で議論される際に徴求を、委員長、お願いをしておきたいというふうに思います。

次、進みます。

議案第60号、平成20年度南部町老人保健特別会計補正予算（第1号）について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、進行いたします。

議案第61号、平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、進行いたします。

議案第62号、平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、進みます。

お諮りいたします。本日、上程議案につきましての議案説明を終わりましたが、質疑を保留のまま、会議規則第49条の規定により、24日の会議に議事を継続したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本日の上程議案は、24日の会議に議事を継続いたします。

---

○議長（森岡 幹雄君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議は、これをもって散会いたします。

来る23日は定刻より、午前9時より本会議をもちまして一般質問を行う予定でありますので、御参集賜るようお願いをいたします。お疲れでございました。

午後1時50分散会

---